

毎週火、金曜日発行(但休日に当
昭和四年四月十五日第三種郵便物
翌日)

鳥取県公報

目 次

- ◇ 条例 鳥取県営住宅管理条例の一部を改正する条例
- ◇ 規則 鳥取県行政組織規程の一部改正
- ◇ 告示 昭和三十五年四月鳥取県告示第百五十三号
(解の指定について)の一部改正
- ◇ 人委規則 給料表の適用範囲に関する規則の一部改
正
職務の等級の分類の基準に関する規則の一部
改正

条 例

鳥取県営住宅管理条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

昭和三十六年六月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十号

鳥取県営住宅管理条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅管理条例(昭和三十四年十二月鳥取県条
例第四十九号)の一部を次のように改正する。

別表の第一種県営住宅中

三十五年	住 吉	米子市旗ヶ崎	簡易耐火	二、二六〇円
三十五年	住 吉	米子市旗ヶ崎	簡易耐火	二、二六〇円
三十五年	湖 山 町	鳥取市湖山町	簡易耐火	一、八八〇円
三十五年	湖 山 町	鳥取市湖山町	簡易耐火	二、四三〇円

を
に、

別表の第二種県営住宅中

三十五年	住吉	米子市旗ヶ崎	簡易耐火	一、五五〇円	を
三十五年	住吉	米子市旗ヶ崎	簡易耐火	一、五五〇円	
三十五年	湖山町	鳥取市湖山町	簡易耐火	一、四〇五円	に改める。

この条例は、公布の日から施行する。

規則

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十六年六月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第二十九号

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規程(昭和二十八年四月鳥取県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六節 労政事務所(第七十七条・第七十八条)」を「第六節 労政事務所(第七十七条・第七十八条)」を「第六節の二 地方農林振興局(第七十八条の

条) 二(第七十八条の五)」に、「第十四節 山林事務所(第八十七条の八―第八十七条の十一)」を「第十四節 削除(第八十七条の八―第八十七条の十一)」に、「第十六節 耕地事務所(第八十九条の二―第八十九条の五)」を「第十六節 削除(第八十九条の二―第八十九条の五)」に改める。

第六条第三項中「、水産課に境港分室を」を削る。

第十二条 農政企画課の項第十五号中「農業改良普及所、」を「地方農林振興局、農業改良普及所、」に改め、

同条林務課の項第二十一号中「山林事務所及び」を削り、同条耕地課の項第十号を削る。

第五十八条第一項中「労政事務所」を「労政事務所 蚕業指導所 山林事務所 地方農林振興局」に改め、同条第二項中「蚕業指導所 耕地事務所」を「蚕業指導

所」に改める。

第五十九条第一項中「及び土木出張所」を「、地方農林振興局及び土木出張所」に改める。

第六十条を次のように改める。

(地方機関の職及び職務)

第六十条 地方機関及びその附設機関に所長又は局長を同じく課に課長を、係に係長を、部に部長を、駐在所に主任を置く。

2 前項に定めるもののほか、地方農林振興局振興課に企画主任、農務主任、畜産主任及び農協主任を置く。

3 特に必要がある場合においては、地方機関及び附設機関に次長を置くことができる。

4 所長は、上司の命を受け、所員を指揮監督し、所務を掌理する。

5 課長又は係長は、所長又は上司の命を受け、その所掌事務を掌理する。

6 主任は、上司の命を受け、駐在所の事務を処理する。

7 企画主任は、上司の命を受け、農林振興計画の立案に関する事務を処理する。

8 農務主任は、上司の命を受け、農務及び水産に関する事務を処理する。

9 畜産主任は、上司の命を受け、畜産に関する事務を処理する。

10 農協主任は、上司の命を受け、農業協同組合の指導に関する事務を処理する。

11 次長は、所長をたずけて所務に従事し、所長に事故がある場合は、その職務を代行する。

第六十八条を次のように改める。

(県税事務所各課の分掌事務)

第六十八条 県税事務所の各課においては、次の事務をつかさどる。

総務課

一 公印の管守に関する事

二 職員的身分及び服務に関する事

三 文書の收受、発送、審査、記録及び保管に関する事

四 県税の周知宣伝及び納税の指導に関する事

五 納税貯蓄組合の普及及び指導に関する事

鳥取県日野地方農林振興局		
振興課	林業課	庶務係
耕地課	林政係	林業係、施設係
管理係、事業係		

2 地方農林振興局に附設機関を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

鳥取県倉吉地方農林振興局に置く附設機関

名	称	位	置
鳥取県北条用排水改良事業所		東伯郡北条町	
鳥取県北条浜かんがい事業所		東伯郡北条町	
鳥取県東郷池沿岸排水改良事業所		東伯郡羽合町	
鳥取県小鴨川用水改良事業所		倉吉市	
鳥取県米子地方農林振興局に置く附設機関			
名	称	位	置
鳥取県大沢排水改良事業所		米子市	
鳥取県境港水産事務所		境港市	

3 地方農林振興局長は、知事の承認を得て駐在所を置くことができる。

(地方農林振興局各課の分掌事務)
第七十八条の五 地方農林振興局の各課においては、次の事務をつかさどる。

- 振興課
 - 一 公印の管守に関する事
 - 二 文書の收受、発送、審査、記録及び保管に関する事
 - 三 事務所管理に関する事
 - 四 職員的身分及び服務に関する事
 - 五 予算経理に関する事
 - 六 局内各課の連絡調整に関する事
 - 七 農業基本対策浸透に関する事
 - 八 地域農林水産業振興対策に関する事
 - 九 農業協同組合等農業団体の振興対策に関する事

- 十 農業金融対策に関する事
- 十一 農産生産及び経営合理化対策に関する事
- 十二 農水産業の改良普及に関する事
- 十三 農業共済に関する事
- 十四 果樹等特産物振興対策に関する事
- 十五 食糧管理法の施行に関する事
- 十六 自作農創設維持に関する事
- 十七 開拓地における農業経営及び農村建設の指導に関する事
- 十八 海外移住促進に関する事
- 十九 畜産振興対策及び指導奨励に関する事
- 二十 酪農振興に関する事
- 二十一 草地改良に関する事
- 二十二 家畜衛生に関する事
- 二十三 漁業経営合理化促進に関する事
- 二十四 水産業協同組合指導に関する事
- 二十五 内水面漁業振興に関する事
- 二十六 畜業技術普及に関する事

- 二十七 養蚕経営改善に関する事
- 二十八 その他他課の所管に属しない農林水産業に関する事務に関する事
- 林業課
 - 一 森林計画に関する事
 - 二 造林に関する事
 - 三 林業種苗に関する事
 - 四 県有林及び分収造林に関する事
 - 五 林産物搬出施設に関する事
 - 六 保安林及び林野の保護取締りに関する事
 - 七 山地治山、海岸砂地造林及び災害防止林の造成に関する事
 - 八 林野の火入れに関する事
 - 九 木材、薪炭の生産に関する事
 - 十 木炭の検査に関する事
 - 十一 特殊林産物の生産に関する事
 - 十二 林業技術普及に関する事
 - 十三 林野の経営指導に関する事

- 十四 森林火災国営保険に関する事
 - 十五 林業団体の指導に関する事
 - 十六 猟政に関する事
 - 十七 森林病虫害防除に関する事
 - 十八 木材業者及び製材業者登録に関する事
 - 十九 火薬類に関する事(鳥取、八頭地方農林振興局を除く。)
- 耕地課
- 一 土地改良に関する事
 - 二 耕地整理に関する事
 - 三 河水統制及び農業水利調査に関する事
 - 四 農地関係資材に関する事
 - 五 耕地の災害復旧に関する事
 - 六 土地改良区に関する事
 - 七 農業水利改良に関する事
 - 八 地盤変動対策に関する事
 - 九 東郷池干拓調査に関する事
- 2 地方農林振興局長は、地域農林水産業振興計画の樹

立及び実施のため、地域内に設置されている農業改良普及所、病虫害防除所、家畜保健衛生所、蚕業指導所及び中海干拓事業所を指揮統括する。

第五章第十四節を次のように改める。

第十四節 削除

第八十七条の八から第八十七条の十一まで 削除

第五章第十六節を次のように改める。

第十六節 削除

第八十九条の二から第八十九条の五まで 削除

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県告示第三百十七号

昭和三十五年四月鳥取県告示第五百五十三号(解の指定について)の一部を次のように改正し、昭和三十六年六月一日から施行する。

告 示

昭和三十六年六月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 「鳥取県林業試験場 鳥取市立川町五丁目」を
- 「鳥取県東部山林事務所 鳥取市東町一丁目三〇二
- 「鳥取県中部山林事務所 倉吉市仲之町七三七
- 「鳥取県西部山林事務所 米子市東町九七七
- 「鳥取県林業試験場 鳥取市立川町五丁目」を
- 「鳥取県鳥取地方農林振興局 鳥取市富安」を
- 「鳥取県八頭地方農林振興局 八頭郡家町大字郡
- 「鳥取県倉吉地方農林振興局 倉吉市仲之町七三七
- 「鳥取県米子地方農林振興局 米子市東町九七七
- 「鳥取県日野地方農林振興局 日野郡日野町根雨字
- 「鳥取県水産試験場 岩美郡岩美町大字大谷」を
- 「鳥取県東部耕地事務所 鳥取市東町一丁目三〇二
- 「鳥取県中部耕地事務所 倉吉市仲之町七三七
- 「鳥取県西部耕地事務所 米子市東町九七七
- 「鳥取県水産試験場 岩美郡岩美町大字大谷」

人事委員会規則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十六年六月一日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 覚 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十九号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則(昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項第五号中「農地開拓課」を「地方農林振興局」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十六年六月一日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 覚 蔵

鳥取県人事委員会規則第三十号

